



富山労働局発表
令和3年8月5日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 川倉健嗣
室長補佐 山岸恭子
(電話) 076-432-2735

富山県最低賃金の改正の答申がありました

- 1 本年8月5日付けで、富山地方最低賃金審議会（会長 長尾 治明 富山国際大学名誉教授）から富山労働局長（杉 良太）に、「富山県最低賃金の改正決定について」の諮問（本年6月28日付け）に対する答申がありました。

同審議会は、富山労働局長からの諮問を受けて富山県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねた結果、「時間額877円（前年+28円）とする」との結論に至ったもので、本年8月5日の富山地方最低賃金審議会で議決されました。

今後は、この答申を踏まえ、諸手続を経て、富山県最低賃金額を決定することとなります。

- 2 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための助成金である「業務改善助成金」について、令和3年8月1日に特例的な要件緩和・拡充が行われたことを踏まえ、富山労働局では、独自に「業務改善助成金特別相談窓口」を設置し、事業場支援を推進することとしています。

ご利用に当たっては、事前の申し込みが必要となります。

【問合せ先】 富山労働局雇用環境・均等室 電話：076-432-2740

【参考：富山県最低賃金額、対前年度引上率及び引上額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(答申)
最低賃金額	770円	795円	821円	848円	849円	877円
対前年度引上率	3.22%	3.25%	3.27%	3.29%	0.12%	3.30%
対前年度引上額	24円	25円	26円	27円	1円	28円

